

犬ブルセラ症の課題と対応

—特に検査・診断・治療と動物取扱業が留意すべき事項—

荒島康友[†] (日本大学医学部助手)

片岡 康 (日本獣医生命科学大学獣医学部准教授)

須田沖夫 (須田動物病院院長)



荒島康友

1 はじめに

ブルセラ属菌による報告症例は極めて少ないが、近年、犬の施設等での集団発生例が数件報告されている。我が国では人の臨床医師、犬の臨床獣医師で専門家は皆無といわれる本疾患の問題点と対応について考察したい。

2 課 題

(1) 法の不備

ブルセラ症(人)は、感染症法の四類感染症であり、ブルセラ病(動物)は、家畜伝染病予防法(家伝法)で、共に届け出義務がある。

但し、今回の *Brucella canis* による犬ブルセラ症は家伝法の対象の動物ではなく、届け出義務も無く、法律で規制を受けていない。そのため、犬ブルセラ症の発生実数は不明であり、発生時の対処も不明確で基準もない。また、学会等における発表も極めて少ないことから知名度も低い。このため、開業獣医師の中に、現在は届け出の必要の無い犬ブルセラ症の届け出を飼い主に指示した例も認められた。

現在、犬ブルセラ症が日本の風土病であるとの報告もある [1] ことから、獣医師への正しい知識の普及、及び犬ブルセラ症が他のブルセラ属菌感染に比べて、人に対する病原性が低い [2, 3] ことから、犬ブルセラ症に対する新しい法的規制(対処)が必要と思われる。

例として、家伝法の対処は淘汰であるが、犬の場合には、一般家庭で飼育されているコンパニオン・ドックは、経済的条件等が満たされれば、経時的検査と治療を行い、隔離飼育の可能性は残ると思われる。繁殖、展示、レンタル等の犬の場合は犬ブルセラ症発生予防対策が特に必須である。

(2) 臨床症状

犬ブルセラ症は、特異的な所見として、雄の精巣炎、

精巣上体炎、精巣萎縮、雌の胎盤炎、死流産、子宮内膜炎が認められる。しかし、雌雄共に一般症状はほとんど無く、風邪程度であるため、診断に至り難いと考えられる。細胞内寄生性を示すことから、不顕性で持続的な感染源となる可能性がある。

また、一般的感染症としての発熱、食欲不振、白血球百分比、グロブリン上昇などの診断に役立つ臨床検査の報告が少ない。

人においても非特異的症状であり、「原因不明熱」とされることが多く、実際の患者数は不明であり、現在の報告数の10~25倍ではないかと言われている。

対応策として、獣医師、ブリーダー、ペットショップ従業員等への犬ブルセラ症をはじめとした Zoonosis 全般の正しい啓発が必要と考える。

(3) 検査・診断

検査については、2008年10月16日の3大新聞で報道された「レンタル犬集団感染症(犬ブルセラ症)」の記事に沿って、以下に話を進める。

記事では、犬レンタル施設内の犬を交配させたところ、流産したことから、犬ブルセラ症を疑い、施設の犬59匹の抗体価測定を行い、18匹(30.5%)が陽性、38匹(64.4%)が擬陽性とのことであった。その後、都動物愛護相談センターに報告をし、ある獣医師グループの勧めで去勢・避妊手術を行ったとして、この施設の犬は犬ブルセラ症に感染していたと受けとれる記載であった。また、業者は施設を閉鎖したとのことであった。

一般の犬の感染率は8.9%(1974~1982年) [4]、2.5%(2003~2006年) [1] の報告があり、今回は30.5%であった。

この記事から、我々が連想したのは過去の大阪での事例であり、さぞや劣悪な環境で飼育していると考えたのである。多くの読者も同様ではないかと思われる。しかし、現地視察により、施設は清潔で、一般的予防対応も行っていたことが判明した。そして、以前に講演会で国立感染症研究所の今岡室長から拝聴した抗体価測定上の

[†] 連絡責任者：荒島康友 (日本大学医学部病態病理学系臨床検査学)

〒173-8610 板橋区大谷口上町30-1 ☎03-3972-8111 FAX 03-3972-0027 E-mail : arai145145@yahoo.co.jp

問題点の話から、「血清は溶血していたのではないかと考えられた。

実際、この報道後に、レンタル犬の経営者が、民間ペット用検査センターに自ら3度の抗体価測定の検査を行った結果の中には、整合性の無い例が散見され、異常高値が出た検体では強溶血を示していた。

そこで我々は、犬20頭から採血し、非溶血血清と、溶血血清を作製し、某大学と前出の検査センターで抗体価の検査を行ったところ、非溶血検体は両方の施設ともに20頭が陰性であった。一方、溶血血清は検査センターの結果報告では2例が陽性となった。しかし、検査センターから、陽性血清が溶血していた事実、および溶血の際には抗体価は異常値を示し易いこと、についての情報は我々には一切連絡されなかった。また、この検査センターのホームページには、溶血による検査データへの影響についての説明も一切認められなかった（但し、他社のホームページには、溶血による影響の説明が認められた。）

このことより、検査センターによっては、検査結果に大きな相違（誤り）が存在すると考えられ、この結果は、診断の誤りをきたし、飼育者、獣医師、そして、ペットである犬の将来にまで大きな悪影響を及ぼすと思われる。事実、我々の検討の結果から検査の誤りの可能性が考えられた今回の集団感染の事例では、悪影響が拡大し、犬レンタル店は閉鎖となった。

また、溶血血清という問題から、採血を行う獣医師等の採血手技、検査の問題点の理解、検査結果の解釈に不十分な部分が存在すると思われる。

対応策として、民間ペット用検査センターの登録制の実施、設置基準の設定、指導、精度管理及び獣医師等への検体採取、結果の解釈等の教育システムの構築が必要と考える。

(4) ペット用検査センターの所管省庁

(3)に伴って判明したことであるが、民主党環境部門会議の「犬ブルセラ症感染拡大阻止」のための勉強会に小川勝也参議院議員により招集され集団感染事例の解説を行った。後に、岡崎トミ子参議院議員が環境省、厚生労働省、農林水産省の関係者と我々を招集し意見交換を行った時に、ペット用検査センターの所管をしている省庁が無いことが判明した。一方、人の検査センターは行政の定期的な検査と指導が毎年実施されている。

対応策として、至急、ペット用検査センターの所管の省庁を決めることである。

(5) 治療

犬の治療は、去勢と不妊手術を行い、長期の抗生剤投与を行うこともあるが、細胞内寄生菌のために治療は困難とされている [5]。また、治療期間中は隔離が必要であるが、その施設が無い。しかし、コンパニオン・ドッ

クの場合は、一応、自宅隔離と治療が可能であるが、完治の判断には困難が伴う。

対応策として、犬ブルセラ症の治療を行えると同時に、専門的な獣医師を養成できる病院の設置が必要と思われる。

(6) 予防

我が国にはワクチンが無い。

対策としては、ブリーダー等の飼育施設に新たに動物を導入する際（輸入も含む）に、相手側から *Brucella canis* の感染の有無の証明を義務化することである。また、施設導入時に隔離し、*Brucella canis* の抗体価の測定を義務化し、陽性犬を検出し施設内に導入しないことである。繁殖犬は数カ月毎に抗体価測定を実施し、*Brucella canis* 陽性犬の販売をさせないことこそが、犬ブルセラ症対策の最重要課題の一つである。

対応策として、飼育者、ブリーダー、動物取扱業者への犬ブルセラ症をはじめ正しい Zoonosis の啓発を行う必要がある。

3 対応

今回の最大の問題点は、今回の集団感染事例について、犬に関係する業界・行政が、危機管理の立場から、前向きな調査・評価を行おうとした形跡があまり認められなかった点である。

また、新聞も科学部の記者でなかったため、これが本当の感染症であったか否かの追求が十分吟味されたとはいえないと思われたことである。

実際のところ、事例のレンタル犬の経営者は、Zoonosis の知識と情報が不十分で、周辺からの不確実な情報が入ったために正確な判断ができず、困惑し行政等に相談をしていたようであった。また、自費で施設の犬の検査を何度も行ったこと、我々の要望に応えそれらの犬の血液を再三提供したこと等、終始、真摯に取り組んでいた姿から、この経営者は、誤った検査結果に振り回された被害者の1人であると思われた。

対応策として、今後ともペット飼育が拡大され、ペットと人との接触も密になり、Zoonosis は増加すると考えられることから、犬ブルセラ症及び Zoonosis の関係各位が危機管理の立場から、今後、前向きで具体的な対応を継続する必要がある。

一例として、Zoonosis 専門病院の設置がある。この病院ではペットと人を対象として、獣医師、医師が常駐し、統合的に診療・研究を行うのである。同時に、Zoonosis の臨床獣医師、臨床医、研究者の育成をはかる。それにより、希少性の高い Zoonosis の情報が集約され、正確な診断方法、治療方法、予防法が開発されてゆき、その情報を社会に還元してゆくことができると考えられる。

今回、一部知識不足であったという問題はあるが、大阪の事例のように感染した犬を置き去りにせず、自ら前向きに対応しようとしていた業者が施設の閉鎖に追い込まれた。今後、二度とこのようなことが起きないように、個人、患者、業者等からの相談を、表面的に受け付けるような対応ではなく、質問の本質について前向きに対応してゆく“相談所”の様な施設の設置が必要な時代となったのではないだろうか。

これらは厚生労働省が感染症法の Zoonosis の中で、強く推奨している“事前型対応”の一つで、危機管理対応と言える [6]。

4 さ い ご に

今回の集団感染事例は、ペット・動物飼育者—ペット・動物関係の団体—獣医師—行政—マスコミ、というペット・動物を取り巻く、各個人、団体のあるべき姿を問うた事例であったと思われる。

最後に、発生から現在まで、我々に快く協力をいただいた榎野照夫氏、羽原弦史氏、及び各方面の多くの方々に深謝いたします。また、今後、本件を含む Zoonosis

を中心にペット・動物と人との良い関係作りのために、関係各位の協力を懇願するものである。

なお、今回の事例については、2010年4月の日本感染症学会（京都）で発表予定である。

参 考 文 献

- [1] Kimura K, Imaoka K, Suzuki M, Kamiyama T, Yamada A : Evaluation of a Microplate Agglutination Test (MAT) for Serological Diagnosis of Canine Brucellosis. J. Vet. Med. Sci. 70 (7) : 707-709 (2008)
- [2] 今岡浩一：犬ブルセラ症の現状と課題，日獣会誌，62，5-12 (2009)
- [3] 山崎修道：ブルセラ症，感染症予防必携，301 (2001)
- [4] 伊佐山康郎：犬ブルセラ症，獣医畜産新報，47，97-101 (1994)
- [5] Pretzer SD : Bacterial and protozoal causes of pregnancy loss in the bitch and queen, Theriogenology, 70, 320-326 (2008)
- [6] 中嶋建介：動物由来感染症対策において診療獣医師にもとめられること 動物由来感染症サーベイランスの充実のために，日獣会誌，55，380-386 (2002)